

2019 年 3 月 3 日

日本は過去とどう向き合ってきたか —歴史認識のギャップを克服するためにはどうしたらよいのか—

明治大学文学部（日本現代史） 山田 朗

はじめに（報告の目的）：

- [1] アジア諸国と日本の〈歴史認識〉のズレはどこにあるのか。
事例①：首相の靖国神社参拝
事例②：慰安婦問題と宮澤・河野・村山「3 談話」排斥
事例③：徴用工問題
- [2] 歴史を直視すること、〈歴史認識〉の大切さを再確認する。

I 首相の靖国神社参拝がなぜ問題になるのか

1 靖国神社とは何か

- [1] 靖国神社：戦前の軍人戦没者の霊を合祀している神社（東京都知事認証の宗教法人）
戦前：陸軍省・海軍省が共同所管、宮司は退役陸軍大将、運営費は陸軍省予算から支出
- [2] 靖国神社の事実上の地方分社＝招魂社（1939 年に護国神社と改称）
→ 天皇の軍隊と郷土部隊としての 2 重の性格により慰霊機関も 2 様に
- [3] 靖国神社の前身：1869 年（明治 2）東京九段坂上に建立された東京招魂社
1879 年（明治 12）に靖国神社と改称
「癸丑以来国事殉難者」、戊辰戦争以降の官軍戦没者、日清戦争以降の軍人軍属戦没者を祀る
旧幕府側・薩摩側戦没者、民間戦没者、軍法会議処刑者などは除く → 純粋な慰霊といえるのか
- [4] 靖国神社の祭神（合祀された戦没者：2004 年 10 月 17 日現在。戦争名称は靖国神社のもの）

明治維新	7,751 柱	第一次世界大戦	4,850 柱
西南戦争	6,971 柱	済州事変	185 柱
日清戦争	13,619 柱	満州事変	17,176 柱
台湾征討	1,130 柱	支那事変	191,240 柱
北清事変	1,256 柱	大東亜戦争	2,133,915 柱
日露戦争	88,429 柱	合 計	2,466,532 柱

2 歴史修正主義と〈靖国の思想〉

- [1] 戦争肯定の価値観の育成（戦前における「英霊サイクル」の中核機関）
- [2] 歴史修正主義を支える〈靖国の思想〉
戦争の性格を棚上げにした、無条件での犠牲の神聖視 → 戦争指導者・指揮官の責任を雲散霧消
- [3] アジア太平洋戦争における約 100 万人の日本人犠牲者を除外する「慰霊」
- [4] アジア太平洋戦争におけるほとんどのアジア人犠牲者を除外する「慰霊」

3 首相の靖国参拝の意味

- [1] 戦争遂行に大きな役割を果たし、過去の戦争を反省しない靖国神社の性格
- [2] A 級戦犯・B C 級戦犯を合祀する靖国神社
→ アジア諸国の反発の源（8.15 慰霊式典には反発なし）
→ 戦犯を犯罪者とは認識しない日本の風潮（ナチス戦犯を許さないドイツとの相違）
- [3] 靖国神社における「慰霊」である限り、国内問題ではなく国際問題であり続ける

II 従軍慰安婦問題と歴史認識「3 談話」排斥

1 歴史認識 3 談話とは

「宮澤談話」：「歴史教科書」に関する宮沢内閣官房長官談話（1982 年 8 月 26 日）

→ 教科書検定における近隣諸国への配慮を謳った「近隣諸国条項」を生み出す

「河野談話」：慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話（1993 年 8 月 4 日）

→ 慰安婦の徴集・管理への国（軍）の関与、強制性を認め、「おわびと反省」を表明

「村山談話」：村山内閣総理大臣談話「戦後 50 周年の終戦記念日にあたって」（1995 年 8 月 15 日）

→ 過去の「植民地支配と侵略」への「痛切な反省」「心からのお詫びの気持ち」を表明

2 政界における「3 談話」排斥の動き

[1] 「宮澤談話」排斥の流れ：自民党衆議院総選挙の際の政権公約（2012 年）

「近隣諸国条項の廃棄」を掲げ、この公約を作った下村博文議員は安倍内閣文部科学大臣として入閣

[2] 「河野談話」排斥の流れ：「橋下慰安婦発言」（2013 年 5 月 13 日）

「当時世界各国がやっていたのに、なぜ日本だけが特別な批判を受けるのか」

→ 「慰安婦は自由意志だ」「公娼と同じだ」「合法的なものだった」といった史実の誤認がベースに

→ 2007 年政府答弁書が誤認の源

→ 【資料 1】

→ 2007 年政府答弁書は、「河野談話」をベースにしているにもかかわらず、最後の一文が、誤認をエスカレートさせる結果となる

「強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」→「強制連行はなかった」→「強制されたものではなく自由意志だ」→「公娼と同じだ」「合法的なもの」（2012 稲田朋美発言の認識）

→「売春一般と同じ」（2013 橋下徹発言の認識）→「河野談話」排斥

→ そもそも官憲が「強制連行を直接示すような記述」を残すか

→ 法に抵触しても連れて来ることを指示するような文書は残さない

→ 残したとしても、敗戦時に優先的に隠滅（焼却）された可能性が高い

→ そもそも慰安婦制度は、官憲自身による違法行為を黙認しないと成り立たない制度

→ 娼妓の海外渡航、18 歳未満の女性を娼妓とすることは違法であった

[3] 「村山談話」排斥の流れ：宮澤・河野談話排斥の総仕上げ

→ 【資料 2】

III 徴用工問題の根深さ

1 戦中における朝鮮人労働力移入・「強制連行」

[1] 日中戦争（1937 年）の勃発

日本国内からの大規模な兵力動員（1937 年：常備兵力 + 70 万人）

→ 兵力動員と軍需生産の拡大にともなう労働力不足

→ 朝鮮からの労働力移入論高まり、1938 年 3 月、南次郎朝鮮総督、渡航制限の解除を要請

[2] 労務動員計画にもとづく労働力移入

第 1 段階：募集形式（1939 年～）

1939 年 7 月：総督府の労務動員計画施行（9 月以降、労務動員開始）

→ 1940 年の日本在留朝鮮人：1,190,444 人に（10 年間に約 4 倍に増加）

会社・事業所の募集に行政機関・警察が支援

→ 日本政府による労務動員計画のもとに人員・配置先を決定

→ 総督府によって地域割り当てが決められ、計画人員の達成が求められた

この段階から逃亡が多く出ている

[3] 第 2 段階：官斡旋方式（1942 年～）

未来のために今何が必要か 安倍 9 条改憲を許さない 3.3 三郷市民のつどい【3】

1940 年：国民総力愛国連盟・愛国班の結成

1942 年 3 月：朝鮮総督府朝鮮労務協会による官主導の労務者斡旋募集開始

→ 細かな地域ごとに人数を割り当て

〔4〕 第 3 段階：徴用方式（1944 年～）

1944 年 9 月：国民徴用令にもとづく徴用の開始

2 労働現場の実態

〔1〕 鉱山・炭鉱

→ 長い経験をもつ者は、組長・熟練工として比較的重用された

→ 非熟練層は、低賃金・長時間の肉体労働で酷使された（賃金のピンはね、強制貯金）

→ 「タコ部屋労働」に象徴される劣悪な生活環境（逃亡も多発）

〔2〕 松代大本営工事（徴用）

→ 熟練層に加え、非熟練層の大量動員

〔3〕 逃亡・抵抗

→ 1940 年代の筑豊炭田：全労働者の 30～50%が朝鮮人労働者で、40%以上が逃亡した

3 強制労働・「強制連行」問題の本質

〔1〕 「強制連行」 → 連れて来られ方の強制性が焦点になりがち

法的根拠なく帰国・就労・居住・賃金使用などの自由などを奪われた強い拘束性に本質がある

→ たとえ、最初は「個人の意志」で日本に来たと思っていた人でも、だまされて「強制連行」されたのだ、と意識するようになり、戦後、「強制連行」という言葉が定着

〔2〕 植民地朝鮮においては大日本帝国憲法は完全には施行されず

→ 参政権なし

→ 国家の意思決定にまったく関与できない人々に、本国の国民以上のことを強制

〔3〕 労働者募集のエスカレート（前述）

「募集形式」（1939 年 9 月） → 「官斡旋」（1942 年 2 月） → 「徴用」（1944 年 2 月） と強化

→ 確保すべき労働者数を郡・面（村）に割りふる → ノルマ達成が官憲の課題

IV 現代日本人にとって〈歴史認識〉はなぜ大切なのか

1 何のための〈歴史認識〉か

〔1〕 過去を知る → 現代を相対化する鏡としての歴史

〔2〕 未来を構想する → これからの世界・社会を構築するための知恵の宝庫としての過去の歴史

2 〈失敗〉を〈失敗〉と認め、自省・分析することによってのみ〈進歩〉が生まれる。

〔1〕 〈失敗〉を〈成功〉と総括することの恐ろしさ

例：日露戦後の日本軍 → 日本軍の〈伝統の創造〉 → 歪んだ自己規定の始まり

〔2〕 〈成功〉の中に〈失敗〉の因子が、〈失敗〉の中に〈成功〉の因子が育っている

例：明治の日本と昭和の日本

〔3〕 〈成功〉事例の追跡は、無意味なことが多い（同じ国で〈成功〉事例を再現しようとする場合）

例：高度経済成長の再現の不可能さ

3 近代日本の戦争と植民地支配の歴史を認識することの意味

〔1〕 戦後 70 年近くたっても戦争と植民地支配の処理は終わっていないことを認識する

→ 戦争処理が終了していないことがアジア諸国との関係を不正常的なものにしている

〔2〕 アジア諸国との間に〈歴史認識〉の“共通の土台”を作る

→ 戦争・植民地支配の実相を次世代に継承することの大切さ → 忘却こそが罪悪

→ 相互の歴史に対する理解・交流を深めることの重要性 → 信頼関係の基礎

未来のために今何が必要か 安倍9条改憲を許さない 3.3 三郷市民のつどい【4】

[3] 人権圧迫と戦争の歴史をリアルに見つめ直す（自由と民主主義の発展の基礎）

→ 軍備拡張・海外派兵がもたらしたものを改めて捉え直す

4 歴史修正主義を克服するための戦後世代の〈戦争責任〉論

[1] 戦後生まれの戦争非体験世代にも「戦争責任」がある

→ 先人が清算していない〈負の遺産〉があるのならば、私たちがその清算に参加する必要がある

[2] 戦争責任を受け止めるということと戦争責任を迫及するということは、重なり合うこと

→ 歴史認識の定着という作業に、戦争非体験世代も主体的にかかわる

→ 戦後補償等の前提（アジア諸民族とより友好的な国際関係を作り上げていくうえでの前提）

おわりに

[1] 豊かな〈平和教育〉を構築する：「自虐」と反省は違う

→ 衝突を認識した上で、共通の土台（起こったコトの究明）で〈対話〉することの重要性

→ 〈対話〉こそ平和創造の出発点

[2] 近代以降の欧米によるアジア分断戦略を見据え、近隣諸国との賢いつきあい方を考える

→ 近現代日本の歴史は、中国・朝鮮とのつきあい方を間違えてきた歴史

【参考文献】

[1] 齋藤一晴『中国歴史教科書と東アジア歴史対話』（花伝社、2008年）

[2] 山田朗『日本は過去とどう向き合ってきたか』（高文研、2013年）

[3] 山田朗『日本の戦争：歴史認識と戦争責任』（新日本出版社、2017年）

【資料1】「衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の『慰安婦』問題への認識に関する質問に対する答弁書」（2007年3月16日）

お尋ねは、「強制性」の定義に関連するものであるが、慰安婦問題については、政府において、平成3年12月から平成5年8月まで関係資料の調査及び関係者からの聞き取りを行い、これらを全体として判断した結果、同月4日の内閣官房長官談話（以下「官房長官談話」という。）のとおりとなったものである。また、同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかったところである。

出典：【URL】<http://www.kiyomi.gr.jp/activity/kokkai/inquiry/a/20070316-1214.html>（2013年7月12日閲覧）。

【資料2】「村山談話」＝村山内閣総理大臣談話「戦後50周年の終戦記念日にあたって」（抄）

（1995年8月15日）

先の大戦が終わりを告げてから、50年の歳月が流れました。今、あらためて、あの戦争によって犠牲となられた内外の多くの人々に思いを馳せるとき、万感胸に迫るものがあります。〔中略〕

平和で豊かな日本となった今日、私たちはややもすればこの平和の尊さ、有難さを忘れがちになります。私たちは過去のあやまちを2度と繰り返すことのないよう、戦争の悲惨さを若い世代に語り伝えていかなければなりません。とくに近隣諸国の人々と手を携えて、アジア太平洋地域ひいては世界の平和を確かなものとしていくためには、なによりも、これらの諸国との間に深い理解と信頼にもとづいた関係を培っていくことが不可欠と考えます。政府は、この考えにもとづき、特に近現代における日本と近隣アジア諸国との関係にかかわる歴史研究を支援し、各国との交流の飛躍的な拡大をはかるために、この2つを柱とした平和友好交流事業を展開しております。また、現在取り組んでいる戦後処理問題についても、わが国とこれらの国々との信頼関係を一層強化するため、私は、ひき続き誠実に対応してまいります。

いま、戦後50周年の節目に当たり、われわれが銘記すべきことは、来し方を訪ねて歴史の教訓に学び、未来を望んで、人類社会の平和と繁栄への道を誤らないことでもあります。

わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤り無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます。〔後略〕

出典：外務省・首相官邸ホームページ